

生駒市規則第 26 号

生駒市公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市公印規則等の一部を改正する規則

(生駒市公印規則の一部改正)

第 1 条 生駒市公印規則（平成 9 年 3 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の専用公印の表の 11 の項中「及び」の次に「特定在留カード並びに」を、「特別永住者証明書」の次に「及び特定特別永住者証明書」を加える。

(生駒市印鑑条例施行規則の一部改正)

第 2 条 生駒市印鑑条例施行規則（平成 2 年 10 月生駒市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 3 号中「在留カード」の次に「若しくは特定在留カード」を、「特別永住者証明書」の次に「若しくは特定特別永住者証明書」を加え、「16 歳未満の者に係るものを除く」を「本人の顔写真が表示されているものに限る」に改める。

(生駒市キオスク端末等によるサービスの提供に関する規則の一部改正)

第 3 条 生駒市キオスク端末等によるサービスの提供に関する規則（平成 27 年 12 月生駒市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「個人番号カードをいう。以下同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に

関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。